

令和 2年 10月 6日

福岡県の輸出事業者 F

経済産業省産業技術環境局
資源循環経済課長 横手 広樹

環境省九州地方環境事務所
所長 岡本 光之

特定有害廃棄物等の未承認輸出について（厳重注意）

貴社が、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 の規定によりマレーシア向けに令和元年 12 月 9 日に再生利用目的として輸出申告した貨物（メタルスクラップ）を、令和 2 年 1 月 8 日に貨物確認したところ、申告にない使用済み鉛蓄電池、使用済みリチウムイオン蓄電池等が確認された。

使用済み鉛蓄電池は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に該当する。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする場合には、バーゼル法第 4 条第 1 項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項の規定により輸出の承認を受ける義務があるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、仮に輸出が成立していた場合、国内においてはバーゼル法違反となる行為であり、さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるものであった。

以上により、今回の貴社の行為は極めて不適切な行為であり、厳重に注意する。

また、今後、このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法を記載した顛末書を令和 2 年 10 月 20 日までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 国内に引き取った貨物について国内で処分する場合は、環境上適正に処分し、処分完了した旨を後日報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合に当たっては、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努め、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。